滋環政第906号

第一種フロン類充塡回収業者登録更新通知書

愛知県春日井市下条町三丁目2番地9
株式会社東海フロン
代表取締役　青木義行

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第30条第2項において準用する同法第28条第1項の規定により次のとおり登録の更新をしたので、通知します。

令和7年(2025年)10月23日

滋賀県知事　三日月　大造

1.登録番号および登録年月日

登録番号　25A10120902

登録年月日　2025年12月22日

有効期間満了年月日　2030年12月21日

2.事業所の名称および所在地

事業所の名称	所在地
株式会社東海フロン	愛知県春日井市下条町三丁目2番地9

3.回収の対象とする第一種特定製品の種類等および回収しようとするフロン類の種類

	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品	○	○	○

4.充塡の対象とする第一種特定製品の種類および充塡しようとするフロン類の種類

	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○

5.フロン類回収設備の種類、能力および台数

	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	0	0
HCFC用	0	0
HFC用	0	0
CFC,HCFC用	0	0
CFC,HFC用	0	0
HCFC,HFC用	0	0
CFC,HCFC,HFC用	0	1